東北工場の食肉製品の安全性確保のイメージ

総合衛生管理製造過程

食肉製品の規格基準

食肉製品の分類と規格基準①

食肉製品には安全性を確保する為に、食品衛生法でそれぞれの 分類の食肉製品に対し、厳しい規格基準が定められている。

製品名	製品分類	製造基準	成分規格	保存基準	代表的な商品
ロースハム、 ウインナー ソーセージ等	加熱食肉製品	中心 63℃30分 同等以上	発色剤(亜硝酸根)、 食中毒菌	10℃以下	1000000 100000000000000000000000000000
ローストビーフ 等	特定加熱食 肉製品	中心 60℃12分 同等以上	発色剤(亜硝酸根)、 食中毒菌	10℃以下 叉は 4℃以下*	12-ストピーフ
ラックスハム (生ハム) 等	非加熱食肉 製品	低温で燻 煙または 乾燥	発色剤(亜硝酸根)、 食中毒菌	10℃以下 叉は 4℃以下*	THE PARTY LANGE AND ADDRESS OF THE PARTY AND A
サラミソーセー ジ、ビーフ ジャーキー等	乾燥食肉製 品	水分活性 0. 87未満	発色剤(亜硝 酸根)、AW、 食中毒菌	常温	

*:水分活性:0.95以上の場合

食肉製品の分類と規格基準②

食肉製品の成分規格(微生物の個別規格)について

加熱食肉製品(加熱後包装)	E. coli:陰性黄色ブドウ球菌:1,000個/g以下サルモネラ属菌:陰性
加熱食肉製品(包装後加熱)	・大腸菌群:陰性 ・クロストリジウム属菌:1,000個/g以下
特定加熱食肉製品	 E. coli:100/g以下 ウロストリジウム属菌:1,000個/g以下 黄色ブドウ球菌:1,000個/g以下 サルモネラ属菌:陰性
非加熱食肉製品	E. coli:100/g以下黄色ブドウ球菌:1,000個/g以下サルモネラ属菌:陰性
乾燥食肉製品	▪E. coli:陰性 ▪水分活性:0. 87未満